

同時に、構造政策の推進による生産性の高い農業の確立こそが「豊かなむらづくり」を支える基盤であることも言うまでもない。

(2) このためには、地元における安定的な就業機会の確保、立ち遅れている農村の生活環境の整備、混住化に伴う土地・水利用のスプロールの防止等を積極的に推進し、「豊かなむらづくり」—活力ある農村地域社会の形成—が図られるようにする必要がある。

## 「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」及び「土地改良法」の改正について

経済企画庁 田 中 信 成

### 第一 法改正の趣旨

一 地域農業集団の育成を基軸とする構造政策の推進と「豊かなむらづくり」—

(1) 農業をとりまく内外の厳しい諸情勢に対処するため、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化が強く求められている。

この要請に即して、農用地の集團的な利用調整を行う地域農業集団の育成等を積極的に進めているが、この円滑な推進のためには、「豊かなむらづくり」による意欲のある中核農家と通勤兼業農家等との間の連帯感の醸成が不可欠である。

(3) このような趣旨から、農業構造政策上緊急性の高い課題を中心に法制上所要の措置を講じ、農業の体質強化と「豊かなむらづくり」とを同時併行的に推進しようとすることが、今回の法改正の大きなねらいであるが、具体的には、混住化と兼業化、高齢化、更に一部では過疎化の進行等の下で、地域の農業者等から現に提起されている様々な課題を受けとめ、「豊かなむらづくり」に資する計画作りと、地域の農業者等の創意と工夫を活かして、地域固有の課題について話し合い、その解決を図るための誘導措置や手法を整備することを内容としている。

### 第二 法改正の内容等

#### 1. 計画内容の整備拡充（農振法改正）

現行の市町村農業振興地域整備計画（農振計画）は、農用地区域の設定いわゆる線引きを中心とする計画にとどまっている。現行では、このほか、農業生産基盤の整備開発、農用地の権利取得の円滑化及び農業近代化施設の整備を計画事項とする。）

これを、市町村長が、地域の農業振興により総合的、包括的に取り組むことのできる計画とするため、計画内容を拡充し、  
① 地域農業集団の育成等による経営規模の拡大その他農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進

② 農業従事者の安定的な就業の促進

③ 農業構造の改善を目的とする良好な生活環境を確保するための施設の整備

④ 農業の振興と林業の振興との関連に関する事項を計画事項に追加する。

また、計画事項の拡充に伴う各市町村の農振計画の改訂については、各市町村の必要に応じて逐次改訂していくとともに、その内容については、画一的なものではなく、地域の実態に即したものとなるよう指導するものとする。

## 2. 農業振興上の課題に対処するための手法の整備

(1) 協定制度の創設（農振法改正）

① 我が国の農村地域社会では、従来、土地、水等の地域資源や共益施設の利用・管理は、地域（共同体）における慣行化された取決めにより円滑に行われ、これを前提に、国としても必要な農業振興施策を講じてきたが、経済社会の変化（特に混住化、兼業化の進展）による住民意識の多様化と個人意識の変化に伴い、共同活動の機能が後退し、農

業生産・生活に直結する集落段階における農業用施設の適正な配置、水路の維持管理、集会施設の維持運営等具体的な課題への対応に支障を生じている。

しかしながら、これらの課題を直ちに市町村の責任や負担で解決することは、農村コミュニティの在り方としても、市町村の行財政事情等からみても適当でなく、地域の農業者等が自ら取り組み、解決の方途を見い出すための制度的仕組みを工夫することが必要である。

このため、現に提起されている地域の営農上、生活環境上の様々な課題について、農業者等が連帯して、対応する手法として、集落内の地権者や利用者がその自主的な話し合いを通じ、個別課題ごとに協定（私法上の契約）を締結し、これら課題に具体的に対処していくことが望ましい在り方と考えられる。

② 今回の法改正においては、「農業用施設の配置に関する協定」と「農業用用排水施設、集会施設等の維持運営に関する協定」という二種類の協定制度を設け、

ア 前者については、内容の適切、妥当性を確保するため市町村長の認可にかかるらしめるとともに、認可を受けた協定については、一定の要件のもとに協定の効力が承継人に及ぶこととし、また、地権者の単独の意思表示で簡易に協定に参加し得る等の法的効果を賦与することとし、イ 後者については、その内容の適切、妥当性を確保するため市町村長の認定にかかるらしめることとしている。

また、法律に基づく協定以外にも、ハウスや農機具舎の配

置、集落道や里山の維持管理等について、地域の必要に応じ幅広く各種の協定、申し合せが結ばれていくよう指導するものとする。この場合、これらの協定等についても、法律に基づく協定制度の考え方に基じ、地域住民の自主性を基礎に、適切妥当な内容のものが、条件の成熟した地域において逐次結ばれていくよう指導するものとする。

#### (2) 農用地開発促進のための里山等の活用（農振法改正）

中山間地帯などでは、いわゆる里山等の農用地開発適地の開発・利用が土地利用型農業の構造改善を進める上で主要な課題となっている場合が少なくない。

しかしながら、農用地開発適地においては、地権者間の意向の食い違いが開発の大きな阻害要因となっている。

このため、農用地区域内の里山等の農用地開発適地を集団的に確保することを目的として、農用地開発を希望しない者の所有する林地等と希望する者の所有する林地等との間で交換分合が行えるようにするための仕組みを設け、農用地開発の円滑化を図る。

#### (3) 生活環境施設用地等の生み出し手法の拡充（土地改良法改正、農振法改正）

優良農用地を集団的に確保しつつ、あわせてむらづくりに必要な生活環境施設等の用地を適切な位置、規模で、関係者全員の負担により公平に生み出していくため、は場整備の際に行われる換地及び農用地の集団化のための交換分合の中で、一定の条件の下にこれらの施設用地を生み出す次のような手法の拡充を行ふ。

#### (1) 換地制度においては、農家全員の一率の減歩（共同減歩）

の対象施設用地として生活環境施設用地等を追加するとともに、権利者の申出又は同意に基づき一筆の一部の土地について事前の分筆を要せず生活環境施設用地等を生み出すことができる」ととする。

#### (2) 交換分合制度においては、不交換の申出又は同意のあった土地を原資として、農振計画で定められた生活環境施設等の用地を生み出すことができる」とする。

#### (4) 土地改良区が農業集落排水施設整備事業を行う場合の手続の法定化（土地改良法改正）

農村地域における水洗化のための汚水処理施設、管理等の整備については、混住化、都市化等の進展等もあって極めて要望が強く、これに必要な農業集落排水施設の整備がこれまで市町村の事業として全国各地で実施されている（五八年度までの採択実績二八三地区、五九七施設）が、今後、土地改良区が農業用水の水質汚濁防止の事業として担当する場合も十分予想されることから、土地改良区が市町村と協議調整の上、事業を実施する際の手続を法定化する。

#### (5) 農業用排水路の適切な管理による地域排水対策の改善（土地改良法改正、農振法改正）

① 大都市周辺のみならず中都市の周辺の低平地等では、都市化、混住化の進展に伴い、農業用排水路への雑排水の流入による水質汚濁や周辺への溢水等が多くなっているため、昭和四七年の土地改良法改正により、地域排水路としても役立つてゐる農業用排水路の適正な管理を図るための土地改良

区と市町村等との協議制（管理方法、費用分担等）が法定されたが、必ずしも十分な効果をあげてはいけないところから、この協議制の実効性を確保するため、協議が不調の際に都道府県知事が裁定しうる制度を導入する。

また、これと同時に協議・裁定等の手続や具体的な判断基準について統一的な運用指針を作成し、関係方面への指導を行うものとする。

② 更に、上述のとおり農業用排水施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設によって利益を受ける土地の所有者等による施設の維持運営に関する申合せ（協定）の制度を創設する。

#### (6) 土地改良制度に関する懸案事項の実現（土地改良法改正）

① 土地改良事業のより円滑な実施と土地改良団体の運営化を図るため、土地改良施設更新事業等について権利者保護に十分配慮しつつ同意手続の改善を図るとともに、土地改良区の総代会設置要件の緩和及び土地改良事業団体連合会の業務範囲の拡大を行う。

② これらの制度の運用に当っては、組合員の事業・団体運営への参加意欲を高めるとともに、その権利保護に欠けることのないよう、事業内容の周知徹底、総代と組合員との意思疎通の機会の確保等について指導を行うものとする。